# 中能登町耐震改修促進計画

令和2年3月

中能登町

# 目 次

舟⊥早	計画の概要と 耐長化の必要性
1-1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・1
1-2	耐震改修促進計画の概要 ・・・・・・・・・2
1-3	想定される地震・・・・・・・・・・・・4
1-4	耐震化の必要性 ・・・・・・・・・・・・・10
第2章	耐震化の現状と目標
2-1	住宅の耐震化の現状と目標 ・・・・・・・・・13
2-2	多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標 ・・・14
第3章	耐震化への取り組み ―――――
3-1	耐震化の方針 ・・・・・・・・・・・・・15
3-2	耐震診断、耐震改修の補助・支援制度 ・・・・・・16
3-3	相談体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・19
3-4	普及啓発活動の充実 ・・・・・・・・・・・・20

1

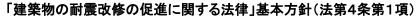
## 第1章 計画の概要と耐震化の必要性

#### 1-1 計画策定の背景

2006年(平成18年)に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」と2007年度 (平成19年度)に策定された「石川県耐震改修促進計画」の内容に基づき、「中能登町耐震 改修促進計画」を策定し、2015年度末(平成27年度末)までに耐震性を満たす住宅を90%、 多数の者が利用する建築物(旧特定建築物)を90%にすることを目標に掲げ、耐震化の促進 に取り組んできましたが、全国的にも目標値の達成に至っていない状況です。

一方、国は耐震化率の現状と南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生の切迫性から、2013 年度(平成25 年度)に「耐震改修促進法」を改正し、不特定多数の者が利用する大規模建築物等において耐震診断の実施義務を課すなど、建築物の地震に対する安全性の向上を図っています。石川県においても2007 年度(平成19 年度)に策定した「石川県耐震改修促進計画」を2017年3月(平成29年)に改定し、県全体の耐震化促進へ向けた取り組みを始めています。

本計画は、「中能登町耐震改修促進計画」が計画年度に達したことを受け、改正された「耐震改修促進法」と「石川県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、計画の改定を行うものです。



[2016年3月(平成28年3月)改正]

国

石川

[2003 年度(平成 15 年度)] 住宅の耐震化率 現状 75% (目標:90%) 特定建築物の耐震化率\*現状 75% (目標:90%) [2013 年度(平成 25 年度)] 住宅の耐震化率 現状 82% 多数の者が利用する建築物の耐震化率 現状 85% [2020 年度] (令和2年度)

共に目標 95%



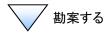
## 「石川県耐震改修促進計画」(法第5条第1項)

[2017年3月(平成29年3月)改定]

[2005 年度末(平成 17 年度末)]

住宅の耐震化率 現状 71% (目標:90%) 特定建築物の耐震化率 現状 77% (目標:90%) (2013 年度(平成 25 年度)] 住宅の耐震化率 現状 76% 多数の者が利用する建築物の耐震化率 現状 86% [2025 年度] (令和7年度末)

共に目標 95%



## 「中能登町耐震改修促進計画」(法第6条第1項)

[2020年3月(令和2年3月)改定]

町

[2007 年度末(平成 19 年度末)] 住宅の耐震化率 現状 41% (目標:90%) 特定建築物の耐震化率 現状 59% (目標:90%)

[2019 年度末(令和元年度末)] 住宅の耐震化率 現状 58%

多数の者が利用する 建築物の耐震化率 現状 81%

(2029 年度(令和 11 年度末)] 住宅の耐震化率目標 90% 多数の者が利用する建築物

の者が利用する建築物 の耐震化率目標 <mark>90%</mark>

## 1-2 耐震改修促進計画の概要

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、町民の 生命や財産を保護するため、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進 することを目的とします。



## (2)計画の対象期間

本計画は、2020年度(令和2年度)から2029年度(令和11年度)までの10年間を対象に、耐 震化促進に必要な目標と取り組み等について記載するものです。

なお、計画の進捗状況等と合わせて検証し、必要に応じて目標や計画内容を見直すことと します。また、制度の見直しがあった場合や大規模な災害が発生等した場合も、必要に応じ て見直すこととします。

## (3) 耐震化を促進する建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物(耐震強度が不足する建築物)を対象に、耐震化を促進します。

#### ①住 宅

阪神・淡路大震災では、死者数の約9割が住宅の倒壊等により命を失っています。町民 の生命や財産を守るための基本となる、住宅の耐震化を促進します。

#### ②多数の者が利用する建築物

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する 建築物等(特定既存耐震不適格建築物)の耐震化を促進します。

※詳細は次頁参照



## ■ 多数の者が利用する建築物等(特定既存耐震不適格建築物等一覧) ■

	特定既存耐震不適格建築物※1	耐震診断義務付け		
用途	特定既任制展不適恰建築物 <sup>・・・・</sup> の規模要件		剛辰診断義務的り 対象建築物 <sup>※2</sup> の要件	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程	砂規模要件 階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上		対象建築物***の要件 階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上	
	■ 階級 2 以上がつ 1,000 m以上 ■ ※屋内運動場の面積を含む		階級 2 以上かつ 3,000 m以上   	
学校 若しくは特別支援学校 上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		次座内建勤場の面積を <b>占</b> む。	
			75: ** 1 N L & O E 000 m² N L	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上		階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場、				
その他これらに類する運動施設				
病院、診療所			階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場			130 5 5 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	
集会場、公会堂				
展示場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上			
卸売市場	1,000			
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗		要	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上	
ホテル、旅館		緊		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		急		
事務所		忠安		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、		女全		
その他これらに類するもの		_		
老人福祉センター、児童厚生施設、	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	確	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上	
身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの		認工		
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	大	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上	
博物館、美術館、図書館	阳数 Z 以工 X - 2 000 III 以工	規		
遊技場		模		
		建		
公衆浴場		築	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、		物 ※3	階数3以上が35,000 III以上	
ダンスホール、その他これらに類するもの		<i>x</i> 0		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、				
その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上			
工場(危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する。				
る建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の			階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上	
停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署、				
その他これらに類する公益上必要な建物	エムーウェフギョ… こっちゃ		7H-24L 1 12   1   1     000   2   1	
<b>在哈伽尔的李坦立计加州坦尔巴洛尼州十</b> 7净等些	政令で定める数量以上の危険		階数1以上かつ 5,000 ㎡以上	
■ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	物を貯蔵又は処理するすべて の建築物		(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	
	り建業物		内に存する建築物に限る) 耐震改修等促進計画で指定す	
	耐震改修等促進計画で指定す		耐震攻修寺促進計画で指定する る重要な避難路の沿道建築物	
	る避難路の沿道建築物であっ	要	る里安な避難路の沿道建築物     であって、前面道路幅員の	
避難路沿道建築物	て、前面道路幅員の 1/2 超の	女	1/2 超の高さの建築物(道路	
	高さの建築物(道路幅員が12	確	福員が 12m 以下の場合は 6m	
	m以下の場合は 6m超)	認計	超)	
		要安全確認計画記載建築物%	耐震改修等促進計画で指定す	
		記載	る大規模な地震が発生した場	
		建	合においてその利用を確保す	
防災拠点である建築物		築	ることが公益上必要な、病	
		*4	院、官公署、災害応急対策に	
			必要な施設等の建築物	
义 1 特宁既方耐需不满枚建筑物,耐需改成况准注第 1/1				

- ※1 特定既存耐震不適格建築物:耐震改修促進法第14条の規定による建築物
- ※2 耐震診断義務付け対象建築物:耐震改修促進法附則第3条の規定による建築物
- ※3 要緊急安全確認大久保建築物:耐震改修促進法附則第3条1項の規定による建築物
- ※4 要安全確認計画記載建築物:耐震改修促進法第7条の規定による建築物

## 1-3 想定される地震

## (1) 想定される地震

明治以降に石川県内に被害をもたらした地震と日本で近年発生した大規模な地震の変遷は、次の表のとおりです。

## ▼県内に被害をもたらした地震とその被害状況(明治以降)

発生年月日	震源地域又は名称	マク゛ニチュート゛	震	度	被害の概況
(年 号)	北緯 東経		金沢	輪島	
1891. 10. 28	濃尾地震				全体被害: 死者 7, 273 人、建物全壊 14 万
(明治 24)	35. 6° 136. 6°	8. 0	4		棟余、半壊8万棟余、山崩れ1万箇所余
					石川県∶家屋全壊 25 棟
1892. 12. 9	能登南西部地震				能登:家屋、土蔵の損壊、11 日にも同程度
(明治 25)	37. 1 ° 136. 7 °	6. 4	4		の地震があり、羽咋郡で死者1人、全壊2
					棟
1896. 4. 2	能登半島				能登半島: 蛸島村で土蔵倒壊 2 棟、家屋
(明治 29)	37.5° 137.3°	5. 7	1		損壊 15 棟、禄剛崎灯台破損
1930. 10. 17	大聖寺地震				大聖寺、吉崎、小松付近:砂丘による崖
(昭和 5)	36. 3° 136. 3°	6. 3	3	3	崩れ、亀裂有り、佐美山長さ 150m にわた
					る崖崩れ、死者片山津 1 人
1933. 9.21	七尾湾地震				能登半島: 鹿島郡で死者 3 人、家屋倒壊
(昭和 8)	37. 1° 136. 8°	6. 0	2	4	2 棟、破損 143 棟
1944. 12. 7	東南海地震				全体被害:静岡、愛知、三重などで被害。
(昭和 19)	33. 8° 136. 6°	7. 9	3	4	死·不明者 1,223 人、住家全壊 17,599 棟
					など。
					石川県:住家全壊3棟
1948. 6.28	福井地震				全体被害:死者 3,769 人、家屋倒壊
(昭和 23)	36. 2° 136. 2°	7. 1	4	4	36, 186 棟、半壊 11, 816 棟、焼失 3, 851 棟
					など。
					石川県:大聖寺、塩屋、瀬越、橋立、三
					木、片山津、南郷:負傷者 453 人、家屋全
					壊 802 棟、半壊 1, 274 棟など。
1952. 3. 7	大聖寺沖地震				石川、福井両県:死者7人、負傷者8人、
(昭和 27)	36.5° 136.2°	6. 5	3	4	家屋半壊 4 棟、破損 82 棟、焼失 27 棟

発生年月日	震源地域又は名称	マク゛ニチュート゛゛	震	度	被害の概況
(年 号)	北緯 東経		金沢	輪島	
1964. 6.16	新潟地震				全体被害:死者 26 人、家屋全壊 1,960
(昭和 39)	38. 4° 139. 2°	7. 5	2	4	棟、半壊 6,640 棟、浸水 15,298 棟、船
					舶など津波の発生や新潟市内では、地盤
					の流動がみられた。
					石川県:津波により穴水湾を主に床上浸
					水 4 棟、床下浸水 131 棟、田畑冠水
1983. 5.26	日本海中部地震				全体被害:死者 104 人、負傷者 163 人、
(昭和 58)	40. 4° 139. 1°	7. 7	1	3	建物全壊 934 棟、半壊 2,115 棟、流出 52
					棟、船沈没 255 船、船流出 451 船、船破
					損 1, 187 船など。
					石川県:津波により負傷者8人、住家破
					損2棟、床上浸水3棟、床下浸水3棟
1985. 10. 18	能登半島沖				負傷者 1 人、文教施設 29 棟、
(昭和 60)	37. 4° 136. 6°	5. 7	2	4	被害総額 1,800 万円
1993. 2. 7	能登半島沖地震				地震の概要:平成5年2月7日、22時27分頃
(平成 5)	37. 4° 137. 2°	6. 6	4	5	能登半島沖でマグニチュード6.6の地震
					があり輪島で震度5の強震を記録したほ
					か、金沢、富山、高田、伏木でも震度 4
					を記録するなど、北陸地方を中心に東北
					から中国地方の広い範囲で地震を記録
					した。この地震により、珠洲市を中心に
					次のような被害が出た。
					被害状況:負傷者 29 人、住家全壊 1 棟、
					住家半壊 20 棟、一部破損 1 棟、非住家
					14 棟、道路被害 142 箇所、水道断水 2, 355
					棟など被害総額約 42 億円
1993. 7.12	北海道南西沖地震				全体被害:死不明者 231 人、負傷者 305
(平成 5)	42. 8° 144. 4°	7. 8		1	人、住家全壊 567 棟、住家半壊 299 棟、
					一部破損
					2,691 棟、被害船舶 1,715 船 など。
					石川県:輪島市、珠洲市、富来町、津波に
					よる船舶被害 24 船

発生年月日	震源地域又は名称	マク゛ニチュート゛゛	震	度	被害の概況
(年 号)	北緯 東経		金沢	輪島	
1995. 1.17	兵庫県南部地震				地震の概要:平成7年1月17日、5時
(平成 7)	(阪神淡路大震災)	7. 2	3	3	46 分、兵庫県南部でマグニチュード 7.2
	34.6° 135.0°				の地震があり、神戸等で最大震度7を記
					録したほか、京都等で震度 5、大阪等で
					は震度4を記録し、九州から関東・北陸
					までの広い地域で有感となった。この地
					震により、県内では金沢・輪島で震度3
					を記録した。
					全体の被害:死者 6,433 人、不明 3 人、
					負傷者 43, 792 人以上、住家全壊 104, 906
					棟、半壊 144, 274 棟と、1900 年代では関
					東大震災に次ぐ地震被害となった。
2000. 6. 7	石川県西方沖				地震の概要:平成12年6月7日、7時6
(平成 12)	36. 5° 135. 3°	6. 2	3	4	分、石川県西方沖でマグニチュード 6.2
					の地震があり、小松市で震度5弱を記録
					したほか、北陸で震度 1~4、東北、中部、
					近畿、中国、四国地方で震度 1~3 を記
					録した。
2002. 11. 17					石川県河内村直海、吉野谷村市原、尾口
(平成 14)	36. 3° 136. 7°	4. 7	2	2	村女原で震度4を観測したほか新潟県か
					ら京都府にかけてと岐阜・長野県で震度
					1 から 3 を観測した。この地震による被
					害は、吉野谷村で一部道路破損1箇所、
					給水管破損1件、水道断水1棟で、河内
					村で、非住家一部破損1棟であった。
2007. 3. 25	能登半島地震	6. 9	4	6強	地震の概要:平成19年3月25日、9時
(平成 19)	37. 2° 136. 7°				41 分、能登半島沖でマグニチュード 6.9
					の地震があり、能登地方を中心に七尾
					市、輪島市、穴水町で最大震度 6 強、志
					賀町、中能登町、能登町で震度 6 弱、珠
					洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝
					達志水町で震度5弱を観測したほか、加
					賀地方でも震度 4~3 を観測した。
					被害状況:死者1人、負傷者:338人、住
					家全壊 686 棟、住家半壊 1,740 棟、一部損
					壊 26, 959 棟、非住家被害 4, 484 棟

発生年月日	震源地域又は名称	マク゛ニチュート゛゛	震	度	被害の概況
(年 号)	北緯 東経		金沢	輪島	
2011. 3. 11	東北地方太平洋沖地震				地震の概要: 平成 23 年 3 月 11 日、14 時
(平成 23)	(東日本大震災)	9. 0	3	3	46 分、三陸沖を震源とするマグニチュー
	38. 1 °				ド9.0の地震があり、宮城県栗原市では
	142. 9 °				最大震度7を記録した。東北から関東に
					かけての東日本一帯に地震と津波によ
					る甚大な被害と原発事故をもたらした。
					石川県での被害はなかった。被害状況:
					死者行方不明者約 19,000 人、全壊・半
					壊 39 万戸以上、ピーク時の避難者 40 万
					人以上など。
2016. 4. 14	熊本地震(前震)				被害状況:死者 273 人、負傷者 2,809 人
(平成 28)	32. 4 ° 130. 5 °	6. 5	1		住宅全壊: 8,667 棟、半壊:34,719 棟
					一部損壊:163,500 棟
					非住家被害:13, 385 棟
2016. 4. 16	熊本地震(本震)				(内閣府 H31.4.12 公表資料より)
(平成 28)	32. 4 ° 130. 5 °	7. 3			
2018. 6. 18	大阪府北部地震				被害状況:死者 4 人、負傷者 434 人
(平成 30)	34. 8 ° 135. 6 °	6. 1	2	2	住宅全壊:9棟、半壊:87棟
		(暫定値)			一部損壊: 27,096 棟
					非住家被害:686 棟
					(内閣府 H30.7.5 公表資料より)
_					
2018. 9. 6	北海道胆振東部地 				被害状況:死者 42 人、負傷者 762 人
(平成 30)	震	6. 7			住宅全壊: 462 棟、半壊: 1,570 棟
	42. 7 ° 142. 0 °	(暫定値)			一部損壊: 12,600 棟
					非住家被害:2, 456 棟
					(内閣府 H31.1.28 公表資料より)

出典:「理科年表」(出版:国立天文台 1998)、「日本の地震活動-被害地震から見た地域別の特長〈追補版〉」

(出版:総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会 1999年3月(平成11年))

石川県地域防災計画(一部抜粋・追加)

平成 31 年(2016 年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況について(内閣府 2019.4.12(平成 31 年))

大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について(内閣府 2018.7.5(平成 30 年))

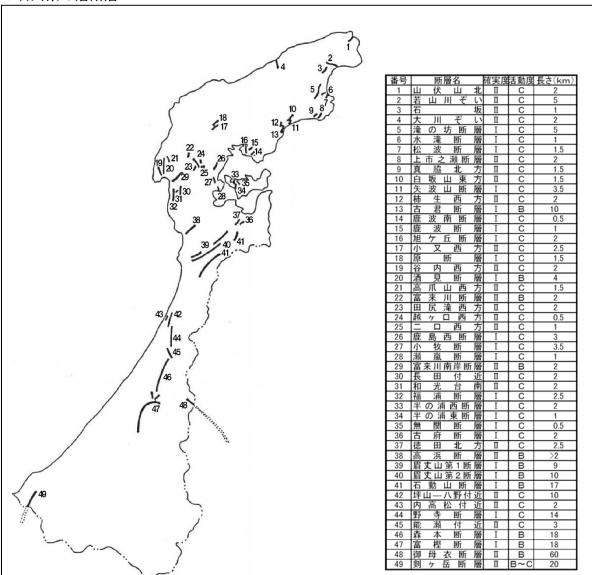
平成30年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について(内閣府2019.1(平成31年))

#### (2) 県内の活断層

一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といい、地質時代の第四紀、約200万年前から現在までの間に動いたと見られています。

ただし、活断層が明らかになっていない地域でも地震は発生しているので、活断層の有無によって地震の発生を判断することはできません。

#### ▼石川県の活断層



断層名:確実度の低い断層については断層名のかわりにその断層の通過地域名を記したものもある。

確実度 I:活断層であることが確実なもの 確実度 II:活断層であると推定されるもの 活動度 A:平均変位速度が 1m/1,000年以上

10m/1,000年未満のもの

活動度 B: 平均変位速度が10cm/1,000年以上

1m/1,000年未満のもの

活動度 C:平均変位速度が 1cm /1,000年以上

10cm/1,000年未満のもの

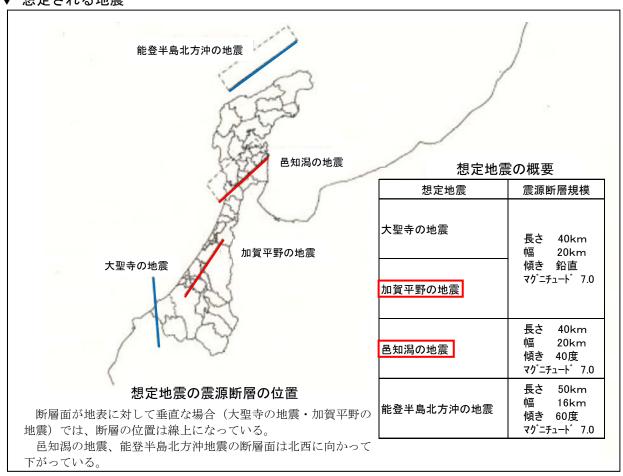
(出典:石川県地域防災計画 H30.5)

## (3) 県内の想定される地震

石川県の実施した「地震被害想定調査」では、大聖寺、加賀平野、邑知潟及び能登半島北方 沖の4つの地震を想定しています。

このうち、中能登町に人的被害の影響があるとされているのは、加賀平野の地震及び邑知潟の地震を想定しています。特に、加賀平野と邑知潟の地震が発生した場合、本町では一部に大きな影響を及ぼす災害が想定されています。

## ▼ 想定される地震



(出典:石川県地域防災計画 H30.5)

## ▼中能登町における県の被害想定

	建物 棟	全壊 率(%)	炎上出 火件数	延焼 棟数	死者数	負傷 者数	要救出 者数	避難 者数	上水道配水管 の被害箇所
邑知潟の地震	1,565	18.3	41	13	50	778	249	8,474	1,052
加賀平野の地震	38	0.4	1	0	15	84	74	907	419

(出典:中能登町地域防災計画 H30.3)

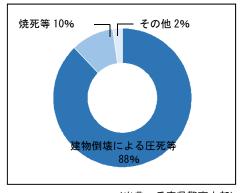
## 1-4 耐震化の必要性

東海、東南海、南海、首都直下型などの大地震の脅威が切迫し、いつどこで発生するかわからない地震に対して備えておく必要があります。過去の地震被害の多くは建築物の倒壊等によるものであったことから、住宅・建築物の耐震化を図ることは地震対策を行う上で重要といえます。

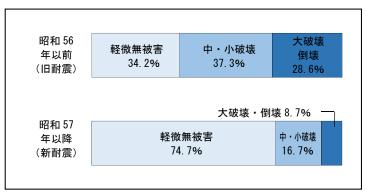
#### (1) 近年発生した大規模地震の概要

#### ①阪神·淡路大震災【1995年1月17日(平成7年)、最大震度7】

内陸で発生した直下型地震であり、神戸市を中心とした阪神地域等に甚大な被害をもたらしました。10 万棟を超える家屋が全壊し、6,433 人の死者が出ました。地震による直接的な死者数は5,502 人で、このうち被害者の約9割(4,831人)は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災の発生や避難、救援・消火の妨げ、がれきの発生等により被害の拡大を招きました。また、昭和56年以前の建築物(旧耐震\*1の建築物)に大きな被害が出ていることもわかっています。



(出典:兵庫県警察本部)



(出典:平成7年 阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告)

## ▼ 阪神・淡路大震災で倒壊した家屋





(出典:(一財)消防防災科学センター 災害写真データベース)

<sup>※1:</sup>昭和 55 年に建築基準法における構造規定が改正され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行されました。その新たな基準で建築されたものを「新耐震(建築物)」、それ以前のものを「旧耐震(建築物)」という。

## ②能登半島地震【2007年3月25日(平成19年)、最大震度6強】

能登半島沖を震源に発生し、住家被害は、全壊 686 棟、半壊 1,740 棟、一部損壊 26,959 棟の合せて 29,385 棟にのぼり約 2,600 人を超える人々が避難所生活を余儀なくされました。中能登町においても、けが人 3 人、家屋の全壊 3 棟、半壊 7 棟、一部損壊 1,959 棟の大きな被害を受けました。

## ▼ 能登半島地震で倒壊した家屋





## ③東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)【2011年3月11日(平成23年)、最大震度7】

太平洋三陸沖を震源に発生し、東北から関東にかけて広範囲で強い揺れを観測しました。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が襲い、東日本一帯に甚大な被害をもたらし、死者行方不明者は18,428人、建物の全壊・半壊39万戸以上、避難者は40万人以上となりました。

#### ▼東日本大震災で倒壊した家屋





## ④熊本地震【2016年4月14日、16日(平成28年)、最大震度7】

熊本県熊本地方を震源にマグニチュード 6.5 の地震、その後、マグニチュード 7.3 の地震が発生しました。被害状況は死者 273 人、負傷者 2,809 人で、住宅全壌は 8,667 棟、半 壊 34,719 棟となり、多くの方が避難を余儀なくされました。

#### ▼熊本地震で倒壊した家屋





(出典:熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書 H29.3)

## ⑤大阪府北部地震【 2018年6月18日 (平成30年)、最大震度6弱】

大阪府北部を震源にマグニチュード 6.1 の地震が発生しました。被害状況は死者 4 人、 負傷者 434 人となっています。住宅全壊は 9 棟、半壊 87 棟で路上にブロック塀が倒れ、通 行者が下敷きになる被害も発生しました。

## ▼大阪府北部地震で倒壊したブロック塀





(出典:(一財)消防防災科学センター 災害写真データベース)

#### (2) 大地震から生命・財産を守るには住宅・建築物の《 耐震化 》が効果的

地震の発生を阻止したり予想したりすることは難しいですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅・建築物が倒壊することにより、死傷者の発生、延焼及び火災の発生や消火、救援及び避難活動の遅れ(道路が通行できない)などの被害が大きくなることがわかっています。

住宅・建築物を倒壊しないようにすること《 耐震化 》が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

## 建築物の耐震化

- ・地震による死傷者数が減少する
- ・建築物の耐震化により避難及び通行 可能な道路等が確保できる
- ・仮設住宅の数やガレキ類が減少し、 早期の復旧・復興が可能となる

## 地震に強い住まいとまち





## 第 2 章 耐 震 化 の 現 状 と 目 標

## 2-1 住宅の耐震化の現状と目標

### (1) 耐震化の現状

2019 年度 (令和元年度) の住宅の現状耐震化率\*1 は約 58%で、総戸数 5,920 戸の約 42% が耐震性なしの建築物です。

耐震性あり 3,442 戸[58%] 耐震性なし 2,478 戸[42%]

総戸数:5,920戸

### (2) 耐震化の目標

国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(2016 年 3 月 25 日 (平成 28 年)改正 国土交通省 告示第 529 号)」では、2013 年度(平成 25 年度)の耐震化率 82%を 2020 年度(令和元年度)に 95%にすることを目標に掲げています。また、県の「石川県耐震改修促進計画(2017 年 3 月(平成 29 年))」は、2013 年度(平成 25 年度)の耐震化率 76%を 2025 年度(令和 7 年度)に 95%にすることを目標に掲げています。

本町では、耐震化率の推移と国、県の目標値を踏まえ、2029 年度(令和 11年度)の耐震化率目標を90%に設定し、耐震化へ取り組んでいきます。

## ■ 住宅の耐震化率の目標 ■

- ・住宅の構造、建築の時期及び建て方に関する住宅数
- ⇒平成 20 年 第 35 表、平成 25 年 第 12 表、平成 30 年 第 10-2 表
- ・住宅の耐震改修工事の状況について
- ⇒平成 20 年 第 43 表、平成 25 年 第 59 表、平成 30 年 第 166-3 表

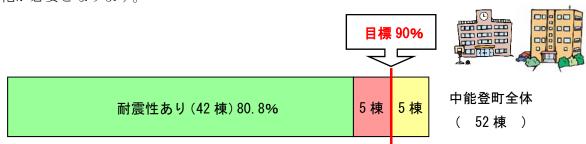
<sup>※1:</sup>耐震性を有する建築物の割合のこと。耐震性を有する建築物とは、昭和57年以降に建築(新耐震)された建築物数と昭和56年 以前に建築(旧耐震)された建築物数のうち、耐震性のある建築物数(住宅総戸数及び昭和56年以前に建築された耐震性あり の住宅については、下記の住宅土地統計調査より集計・試算)。

## 2-2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標

#### (1) 多数の者が利用する建築物

2017年度(平成29年度)に改定された「石川県耐震改修促進計画」では、多数の者が利用する建築物の現状耐震化率86%を2025年度(令和7年度)に95%にすることを目標に掲げています。

町の多数の者が利用する建築物 (旧特定建築物) の総数は 52 棟で、現状耐震化率は約81% (42 棟/52 棟) となっています。町は県の目標値を踏まえ、2029 年度(令和11 年度)の耐震化率を90%に設定します。2029 年度(令和11 年度)までに目標を達成するためには、5 棟の耐震化が必要となります。



## ■ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 ■

		-1-	ald de ri	T. = 1	1 6. 1	
	An alu	耐震	性あり	耐震性	生なし	耐震
用途	総数		うち		うち	化率
			公共		公共	
学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校)	24	21	21	3	3	87.5%
体育館(一般公共の用に供されるもの)	8	7	7	1	1	87.5%
病院、診療所	1	1	0	0	0	100.0%
集会場、公会堂	1	1	1	0	0	100.0%
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	6	6	2	0	0	100.0%
事務所	2	2	0	0	0	100.0%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、	-1	0	0	1	1	0.0%
その他これらに類するもの	'	U	O	•		0.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、	2	2	2	0	0	100.0%
その他これらに類するもの			2	U	U	100.0%
工場(危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	5	2	0	3	0	40.0%
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物	2	0	0	2	2	0.0%
集計結果	52	42	33	10	7	80.8%

<sup>※</sup>国及び県が管理する施設は、本計画の対象外とする。

#### (2) 危険物を貯蔵、処理する建築物

火薬類、石油類、その他一定数量以上の危険物の貯蔵、処理を行う建築物は、地震発生時に万一倒壊に至った場合、多大な被害につながるおそれがあります。町の調査では、これに該当する建築物は23棟となっており、そのうち旧耐震の建築物は8棟となっています。





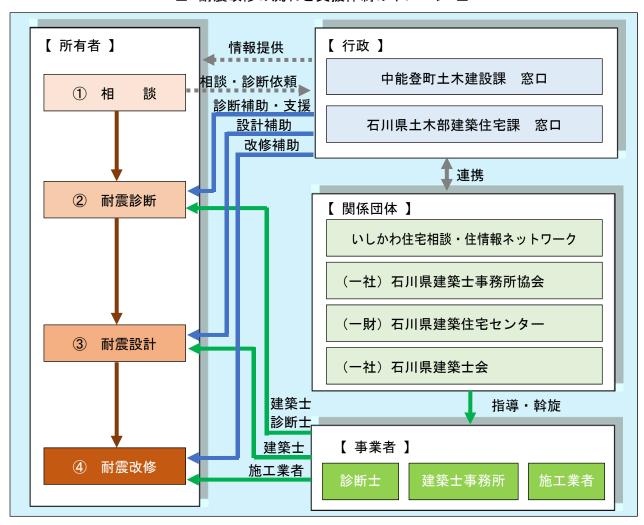
## 第3章 耐震化への取り組み

## 3-1 耐震化の方針

#### (1) 住宅の耐震化

町は、住宅の耐震化を図るため、県や関係団体と連携した支援体制づくりを行い、住宅の 所有者が耐震改修を実施しやすい環境を整備していきます。

## ■ 耐震改修の流れと支援体制のイメージ ■



## (2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物については、普及啓発活動や個別指導等を通じて耐震化を呼びかけます。特に公共建築物については、早期に耐震化を実施していきます。

#### (3) 危険物を貯蔵する建築物の耐震化

消防署と連携を図り、建築物の安全性の確保を確認するとともに、消防法による危険物への安全性が図られているかも含め、総合的な観点から耐震化を呼びかけます。

## 3-2 耐震診断、耐震改修の補助・支援制度

建物の耐震化を促進するためには、耐震改修工事を実施することが効果的です。町では、 木造住宅を対象に所有者の費用負担を軽減するために耐震診断、耐震設計や耐震改修の補助 等を行っています。

※各補助制度の詳細は、町のホームページや窓口にてご確認下さい。

#### (1) 中能登町既存住宅耐震診断補助金交付要綱の概要

## ①補助対象建築物

・昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した木造戸建住宅、長屋及び共同住宅 (延床面積の1/2以上を住宅の用途に供しているもの)

#### ②耐震診断の補助制度

住宅の耐震性が確保されているのかを判断するために実施する耐震診断の費用を一部補助する制度を設けています。この制度は、一級建築士が財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、耐震診断を行います。耐震診断に要する費用の3分の2以内(上限12万円)で補助を受けられます。

++ o+ +=	耐震診断に要する費用の3分の2以内
補助額	上限 12 万円

#### ③耐震設計の補助制度

耐震診断に基づく既存建築物の耐震改修工事に必要な設計を行う場合、耐震設計の費用を一部補助する制度を設けています。耐震設計に要する費用の3分の2以内(上限20万円)で補助を受けられます。なお、耐震設計の補助を受けられる場合、耐震診断を実施していることが必要です。

1 to 1 to 2	耐震設計に要する費用の3分の2以内
補助額	上限 20 万円

#### 4 耐震改修工事の補助制度

構造耐震指標が 1.0 以上となる耐震改修工事を行う所有者に対して、改修工事費の一部 を補助する制度を設けています。耐震改修に要する費用のうち上限 150 万円で補助を受け られます。なお、耐震改修工事の補助を受けられる場合、耐震設計を実施していることが必 要です。

上限 150 万円	
	上限 150 万円

#### ▼専門家が行う上部構造の耐震診断の評点と判定

10711	0	評点 1.5 以上	倒壊しない
	0	評点 1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない
	Δ	評点 0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある
	×	評点 0.7 未満	倒壊する可能性が高い

## (2) 中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助金交付要綱の概要

過去の地震発生時に倒壊したコンクリートブロック塀等による人的被害や道路閉塞などが 起きています。町では、地震発生時のコンクリートブロック塀倒壊による人的被害や道路閉 塞などへの対策として、危険なコンクリートブロック塀及び門柱の除却を補助する制度を設 けています。

## 対象路線 (避難路)

・住宅や事業者等から避難所や避難地等へ至る私道を除く路線

## 補助対象物

- ・下記にあげる判定基準を満たしていない項目が1項目でもあるブロック塀
- ※判定基準の詳細は、町の窓口や専門家に確認して下さい。

判定区分	判定基準				
塀の高さ	塀の高さは、2.2m以下である。				
壁の厚さ	壁の厚さは、15㎝以上である。				
	(高さ 2m以下の塀であれば 10 cm以上)				
鉄筋の有無	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦にそれぞれ径 9 mm以上の				
	鉄筋が配置されている。壁内には、径 9mm 以上の鉄筋が縦横に 80 cm以下の間				
	隔で配置されている。				
控壁	長さ 3.4m以下ごとに、径 9mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分にお				
(塀高さ 1.2m以下は判定不要)	いて壁面から高さの 1/5 以上突出したものを設けている。				
鉄筋の定着	壁頂、基礎及び壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋に				
	あっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれ				
	かぎ掛けして定着している(ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着さ				
	せる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことがで				
	<b>きる</b> )。				
基礎	基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは、30 cm以上である。				
(塀高さ 1.2m以下は判定不要)					
劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、剥離、目地割れ、風化等の劣化がない。				

補助額

危険ブロック塀に道路に面する部分の面積 1 ㎡につき、4,000 円を乗じた額 **上限 10 万円** 



## (3) その他の支援制度

耐震改修を行った旧耐震の住宅を対象に所得税の控除を受けられる制度があります。また、 耐震改修工事を対象とした融資制度があります。

## ①所得税の特別控除制度(耐震改修に関する特例措置)

住宅の耐震改修工事に要した費用の一部について、所得税額の控除を受けることができます。詳細は国土交通省のホームページよりご確認下さい。

※2020年3月現在(令和2年)の情報です。

## ②住宅金融支援機構による融資制度

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、住宅や賃貸住宅の耐震改修を行う場合に融資を受けることができます。

融資の条件は、年齢や工事内容等によって異なります。詳細は住宅金融支援機構のホームページよりご確認ください。

※2020年3月現在(令和2年)の情報です。

## 3-3 相談体制の強化

住宅の耐震化の促進を図るため、町の相談窓口の充実を図ります。また、県や関係団体とも連携を強化し、住民のあらゆる相談に対応できる環境整備を目指します。

## (1) 町の窓口強化

住宅等の所有者の耐震化に関する疑問(耐震診断、耐震設計、耐震改修、補助制度及び地震対策等)に対応できるように関係機関と連携し、相談体制を強化していきます。

## (2) 県との連携

町と県が連携及び情報を共有し、相談が行える体制づくりを整備します。

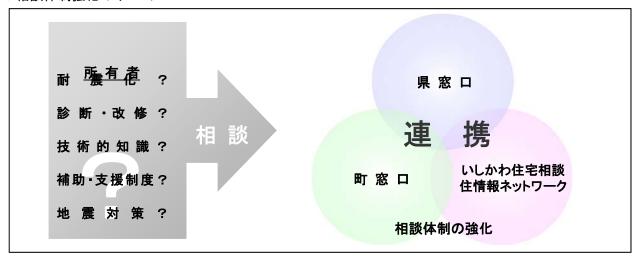
## (3) いしかわ住宅相談・住情報ネットワークとの連携

耐震診断、耐震設計、耐震改修の詳細な相談に対応できるように、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」と連携を図ります。

## ▼いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

概要	「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」は、県内の住宅相談に迅速で的確な対応を行うこと、並びに総合的な情報収集を行うことを目的として、県内の住宅相談を行っている主な機関が中心となって構成されています。			
	(一社)石川県建築士事務所協会	NPO 法人バリアフリー総合研究所		
	(一社)石川県建築士会	(一財) 石川県建築住宅総合センター		
会 員	(公社)石川県宅地建物取引業協会	石川県消費生活支援センター		
	(独)住宅金融支援機構北陸支店			

#### ▼相談体制強化のイメージ



## (4) その他

耐震改修工事の際に悪徳業者から住民を守るために、建設業組合と連携を図り、住民が安心して施工業者を選定できるような相談体制づくりを目指します。

## 3-4 普及啓発活動の充実

住宅・建築物の耐震化へ向けて"補助制度の創設・強化"や"相談体制強化"を行っても、 住民の耐震改修への意識が向上しなければ耐震化は促進されません。町では、住民へ向けて 耐震化に関する知識の普及啓発活動を実施していきます。

### (1) 普及啓発の方法

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまなツールを利用して普及啓発を行っていきます。また、町内の建築関連事業者とも連携し、耐震化に関する補助・支援制度等の周知を行っていきます。

## ①中能登町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化の更なる推進に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への周知・普及等を図るため、「中能登町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2018」を策定しました。

#### i.住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・耐震化普及啓発補助制度の案内を全戸に送付しています。
- ・以前に耐震診断を実施された所有者や耐震改修の相談をされた所有者に対して、耐震 改修を促す案内を行っています。

#### ii.耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・耐震診断結果報告時、パンフレット等により耐震化の重要性と補助制度を周知すると ともに、改修事業者リストを提供しています。
- ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない所有者に対しては、年度当初 にパンフレットの送付等を行っています。

#### iii. 改修事業者の技術力向上

・県等と連携の上、改修事業者リストの公表や説明会を行っています。

#### iv. 町民への周知・普及

- ・町広報誌に耐震化の重要性と各補助制度の内容を掲載しています。
- ・県等と連携の上、住宅耐震セミナーを開催しています。

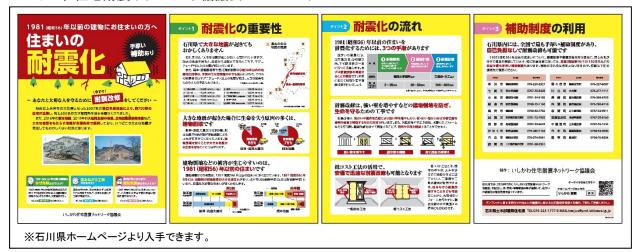
## ②いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会との連携

県・市町・耐震改修事業者が連携して、住宅耐震の普及啓発を図るため、2018年7月(平成30年)に「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」が設立されました。町では協議会を通じて耐震化の情報を収集するとともに、協議会と連携して普及啓発を行っていきます。

### ▼いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会

会員	(一財)石川県建築住宅センター	(一社)石川県建設業協会
	(一社)石川県木造住宅協会	(一社)石川県建築組合連合会
	(公社)石川県宅地建物取引業協会	(一社)石川県建築士会
	(一社)石川県建築士事務所協会	(独)住宅金融支援機構北陸支店
	石川県住宅建築行政推進協議会(19 市町)	石川県

## ▼いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会のパンフレット



(出典:いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会)

## ③普及啓発用のパンフレット等の整備

(一財)日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、新たな耐震改修促進 PR パンフレットを作成するなど、普及啓発に必要なパンフレット等を整備します。

#### ▼ (一財)日本建築防災協会のパンフレット

#### 【住宅向け】

10 の質問にしたがって、わずかな時間で住まいの耐震性を診断できる、いわば耐震化への入口です。住まいのどの部分が地震に対して弱いのかを知ることができます。



# 点数の合計

判定・今後の対策

10 点

ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう

8~9点

専門家に診てもらいましょう

7点以下

心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

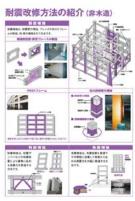
#### 【 多数の者が利用する建築物向け 】

建物用途毎に耐震改修の事例を紹介しており、いろいろな改修方法を知ることができます。また、耐震診断や耐震改修の留意点についても知ることができます。









※ 一財団法人日本建築防災協会のホームページより入手できます。

(出典:(一財)日本建築防災協会)

## ④ホームページ、広報の活用

町のホームページや広報を活用し、耐震化に関する情報を掲載し、普及啓発を行っています。

## ⑤防災訓練等における周知

防災訓練の実施に併せて、地震被害に関する事例、住宅・建築物の耐震化の重要性、地震の総合的な安全対策、震災時の防災対応などについて普及啓発を行い、地震に強いまちづくりの意識向上を図っていきます。

また、県と協力して起震車体験を開催し、耐震化や安全対策等の重要性を周知する活動も行っていきます。

## ▼防災訓練



(出典:庁内写真)

## ▼地震体験車(石川県 起震車グラグラ号)



(出典:石川県 HP)

## ⑥耐震化見学会・相談会の開催

町では、町民に対して耐震改修工事を実施した住宅の見学会や耐震化に向けた相談会を 開催しています。今後も、耐震性や安全対策等の重要性を知っていただくため、引き続き、 見学会や相談会等の開催を行っていきます。

## ▼耐震化に向けた見学会



## ▼耐震化に向けた相談会



## (2) 耐震化に関する一般的な知識

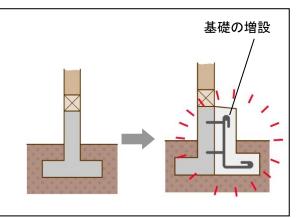
## ①木造住宅の耐震化

耐震改修の技術的知識の普及に向けて、耐震性能が不足する木造住宅の所有者に対して、 情報の提供を行っていきます。

## ▼ 基礎の補強

基礎は建物の要です。基礎がしっかりしていないと、大きな地震の際に住宅が倒壊・大破する危険性が高くなります。

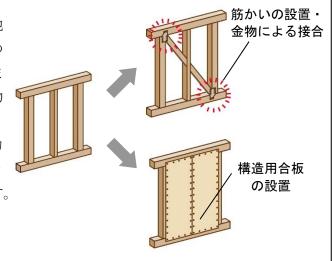
無筋のコンクリート基礎に鉄筋入りの基礎を 増設し、基礎を補強するなどの工法がありま す。その他、ひび割れの補修や鉄板による補修 などの補強方法もあります。



## ▼ 部材の接合、耐力壁の設置

木造住宅は、壁、柱、梁が一体となって地 震に耐えるようになっています。これらの 接合が外れると住宅は、倒壊、大破してしま います。これを防ぐためには、接合部を金物 でしっかり補強することが重要です。

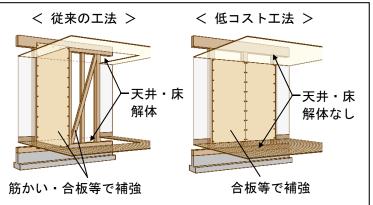
また、筋かいや構造用合板が入った耐力 壁を建物全体にバランスよく配置すること によって地震力に抵抗することができます。



#### ▼ 低コスト工法

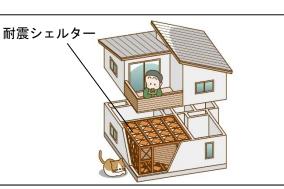
従来の耐震改修は、補強するため に天井や床の解体が必要でしたが、 近年では、天井・床を解体せずに補強 を行う工法もあります。

従来工法に比べ低コストで工事期間も短いため、住みながら工事を行うことも可能です。



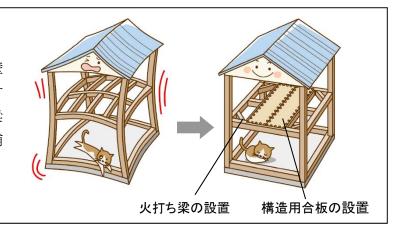
## ▼ 部分改修

既存住宅の1部屋の中に、鉄骨等によるフレームを組み込むことで、強い地震が来た場合に一時的に避難する場所を確保する方法(耐震シェルター)もあります。



#### ▼ 床の補強

地震の力に抵抗する耐力壁をうまく機能させるためには、耐力壁の相互をつなぐ床面などを補強することが重要です。床に火打ち梁や構造用合板を設置するなどの補強方法もあります。



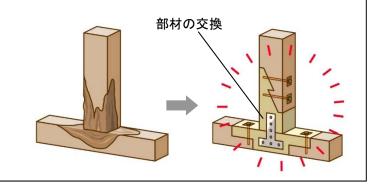
## ▼ 屋根の軽量化

住宅の耐震性を向上させる方法 として、住宅が受ける地震力を小 さくすることも有効です。重い屋 根から軽い屋根などに葺き替え軽 量化を図れば、住宅が受ける地震 力が低減され耐震性が向上します。



## ▼ 部材の交換

柱、土台などの構造上重要な部材がシロアリなどによって被害を受け腐朽することがあります。このような場合は、腐朽した部分を新しい部材に交換し、健全な状態に戻すことが必要です。



## ②耐震リフォームの利便性

住宅の省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と一緒に耐震 改修を行うことは、工事の手間やコストの面から、とても合理的です。そこで、リフォーム と同時に耐震改修を行うことのメリット等について、所有者や施工者に PR していきます。

## ▼ 耐震リフォームのメリット

コスト

例えば、壁の補強をするにも内装リフォームをするときに下地に構造用 合板などを追加すれば、少ないコストで、耐力壁の量を増やすことができ ます。

手 間

リフォーム工事のついでであれば、住宅所有者の方の手間はほとんど変わりません。多少、リフォーム工事とは関係のない部分も補強する必要が生じる場合もありますが、初めから補強工事をする場合に比べれば手間は大きく減ります。

使い勝手

例えば、台所と食事室を一体的なダイニングキッチンに変更する等のリフォームをするときに、もうひとがんばりして耐震補強にもなるように計画すれば、使い勝手をよくしながら、耐震性を向上させることも可能です。

#### ▼ 部位別の組合せ可能なリフォーム工事例

	耐震改修工事	耐震改修工事と組合せ可能な工事		
部位		バリアフリー化工事	断熱構造化工事	その他ニーズが 高い工事
屋根	屋根の軽量化	_	屋根に断熱材施工	雨漏り補修
天井小屋組	小屋組の補強	_	天井に断熱材施工	_
壁軸組	軸組に筋かい	手すり設置	壁に断熱材施工	外壁仕上げ更新
	面材の補強	下地補強		内壁仕上げ更新
床	床組の補強	床の段差解消	床下に断熱材施工	
			床下の地盤防湿	_
基礎	基礎の補強	_	基礎断熱化	_

## ③地震時の総合的な安全対策

耐震改修を実施したくても「費用負担が大きい」、「補助制度の対象外である」等の耐震 化により、対策の実施に踏み切れない所有者もいます。町では耐震改修以外にも身近にで きる地震対策の情報提供を行っていきます。

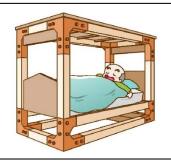
## ▼ 天井材の落下防止対策

地震発生時の建物内の天井材の落下防止対策として、建築物の所有者に対して早期点検を促すとともに、施工者に対して適切な施工方法及び補強方法に関する知識の普及を図ります。



## ▼ 防災ベット

就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッドがあります。



## ▼ 家具の転倒防止対策

住宅の耐震性の有無に関わらず、地震発生時の家 具の転倒防止対策は、最も身近に行える地震対策の ひとつです。普及啓発活動等を通じて、家具転倒時 の危険性、転倒防止方法、家具配置への配慮方法に 関する知識の普及を図っていきます。



#### ▼ 耐震家具

テーブル等の天板が耐圧性に富み、その下に避難 できるなど、耐震性に配慮した家具があります。



## ▼ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

地震発生時の窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策として、所有者に対して早期点検を促すとともに施工者に対して適切な施工方法及び補強方法の普及を図ります。

#### 【参考事例】

窓ガラスの落下防止対策として飛散防止フィルムを貼る方法があります。飛散防止フィルムを貼るときは、飛散防止効果のあるフィルムであるかを確かめた上、専門のメーカーや工事店に依頼してフィルムを貼ってもらうのが一般的です。大きな窓や足場が悪いと素人ではうまく貼れないことがあります。

